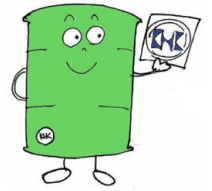


KHKからの お知らせ

地下タンク及びタンク室等の構造・設備に係る 評価業務

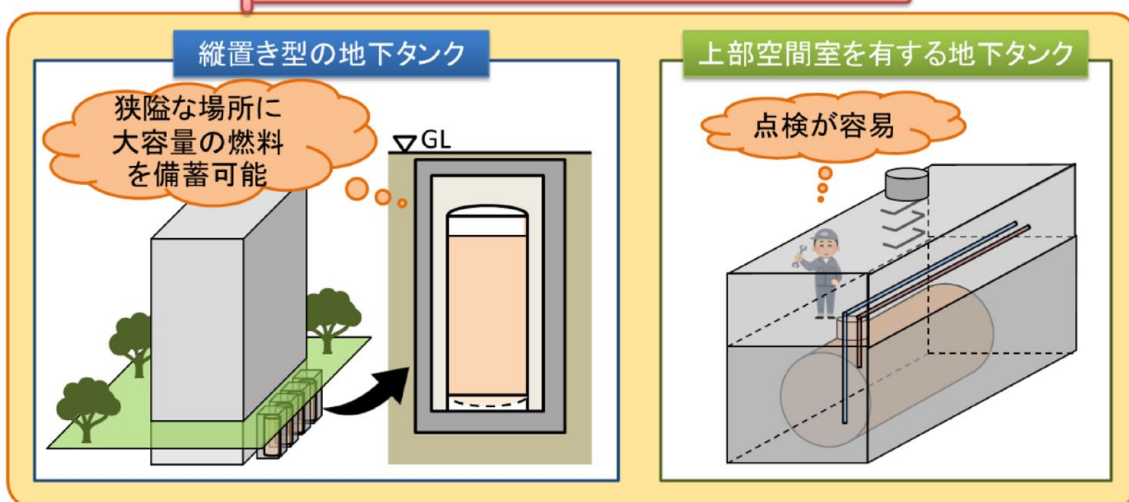


土木審査部

◆ 設置形態が多様化する地下タンク貯蔵所

非常用発電設備を稼働させるための燃料を備蓄する地下タンク貯蔵所の設置形態が多様化しています。例えば、使用できるスペースが狭隘なため、タンク本体を縦置き型とするケースや配管等の点検・管理を容易にするため、タンク室上部に地下空間を設けるケースがあります。いずれのケースも、消防法令上、想定していない形態ではありますが、設置は可能です。ただし、これらのケースのように、平成18年消防危第112号通知の構造例において想定していない設置形態については、個別に検討する必要があるとされ、必要に応じて第三者機関の評価資料を活用されたいとされています（H30年消防危第72号及び73号）。

このような形態でも設置は可能！



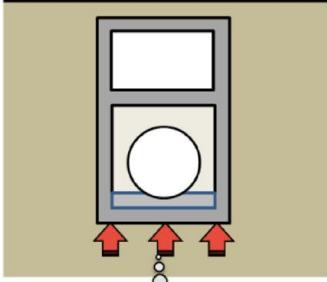
◆ 危険物施設に関する豊富な審査経験を活かした評価

危険物保安技術協会は、これまで公正・中立的な立場で「屋外タンク貯蔵所」の審査を行ってきた経験を活かし、多様化する「地下タンク貯蔵所」に対しても、構造等の安全性について、確実な評価を行います。地下タンク貯蔵所の基準には、地盤に関する事項（支持力・液状化等）について、特段の規定はありませんが、地中構造物として考えるべき事項と捉え、安全性を確認し報告しています。



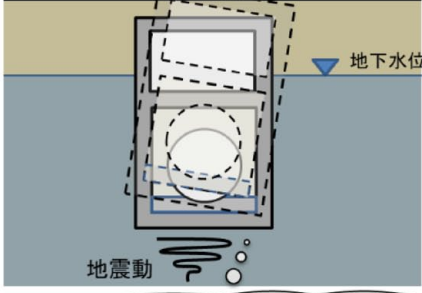
付加的な要素も確認して報告します！

地盤の支持力に対する安全性



地盤は十分な支持力を有しているか？

液状化に対する安全性



・液状化の可能性はないか？
 ・浮き上がる可能性はないか？

◆ 本評価業務のメリット

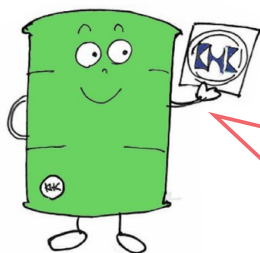
本評価業務は、所轄消防本部への設置許可申請前に、消防法令では想定していない設置形態の地下タンク貯蔵所について、その安全性を確認しています。評価業務においては、申請者等と質疑応答を繰り返しながら、消防法令に基づいた適切な構造計算書に整えるとともに、安全性等の確認結果は「評価結果通知書」に取りまとめ、申請者に報告しています。この評価結果を踏まえ、設置許可申請がなされますので、消防本部で行う審査事務の一部を効率化することができます。

◆ R4 年度受託実績

本評価業務に係る今年度の受託実績（8月末現在）の件数を下表に示します。
都道府県別にみると、東京都6件、北海道1件となっています。

R4年度受託実績件数（8月末現在）

	縦置き	横置き	小判型等	変更	合計
R4年度	1	3	1	2	7



【お問い合わせ先】

危険物保安技術協会 土木審査部
 (担当)：土木審査課長 赤塚
 TEL 03-3436-2354
 E-mail akatsuka@khk-syoubou.or.jp